

カーディフ生命、団体信用生命保険の「ガン先進医療特約」の保障を拡充

2023年5月31日

カーディフ生命保険株式会社

カーディフ生命保険株式会社(代表取締役社長:中村 望、以下「カーディフ生命」)は、住宅ローン団信(団体信用生命保険)に付帯する「ガン先進医療特約」を改定し、6月1日より提供開始します。

「ガン先進医療特約」は、ローン債務者ががんを原因として所定の先進医療を受けたときに、その自己負担金をお支払いするもので、2015年12月に提供開始しました。今般の改定により、1回の療養あたりのお支払い金額の上限(500万円)を拡大し、また通算金額の上限を2,000万円に引き上げるなど、がん先進医療への保障を拡充することで、公的医療保険ではカバーできない先進医療によるがん治療に、より一層安心して備えていただけます。

2023年6月1日より、本特約を導入する当社の提携金融機関6行^{※1}にて提供開始し、順次、対応金融機関を拡げてまいります。

【改定ポイント】

- 所定のがん先進医療を受けたときにお支払いする給付金の1回の療養あたりのお支払い上限(500万円)を拡大し、通算金額の上限を1,000万円から2,000万円に引き上げ**
ローン債務者が所定のがん先進医療を受けたときにお支払いする「ガン先進医療給付金」の1回の療養あたりのお支払い金額の上限(500万円)を拡大し、また同給付金の通算金額の上限を、従来の1,000万円から2,000万円に引き上げました。
- 「ガン先進医療支援給付金」を新たに追加。先進医療にかかる技術料以外の費用をカバー**
生活・食事療養や交通・宿泊に関わる費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用をカバーいただけるよう、一時金として10万円をお支払いいたします。

カーディフ生命は、最新技術で進化を続けるがん治療に対応し、住宅ローンをご利用になるお客さまには更なる安心を、また金融機関の皆さまには差別化につながる付加価値をお届けしてまいります。

※1 鹿児島銀行、熊本銀行、十八親和銀行、八十二銀行、肥後銀行、福岡銀行 (2023年6月1日時点。五十音順)

カーディフ生命保険株式会社について

カーディフ生命保険株式会社は、フランスを本拠とする世界有数の金融グループBNPパリバの保険事業を担うBNPパリバ・カーディフの日本拠点です。主に銀行をパートナーとして、金融機関の商品と保険を組み合わせることで新たな価値をつくりだす「バンカシュアランス」というビジネスモデルで事業を展開しています。特に、住宅ローン返済中にがんと診断された場合、保険金によってローン返済を支援する「がん団信」を日本で初めて開発するなど、団体信用生命保険を主力商品としています。



BNP PARIBAS CARDIF
カーディフ生命

The insurer
for a changing
world

<本件に関するお問合わせ先>

カーディフ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

TEL:0120-820-275

受付時間 9:00～18:00 (月曜日～金曜日、祝日・年末年始を除く)



BNP PARIBAS CARDIF
カーディフ生命

The insurer
for a changing
world

【添付資料】

ガン先進医療特約	
正式名称	団体信用生命保険 ガン先進医療特約
被保険者	住宅ローン債務者
保険金受取人	被保険者(住宅ローン債務者)
保障内容	特約の責任開始日以降、生まれて初めてがんに罹患し診断確定され、所定の先進医療を受けたとき、技術料と同額をローン債務者にお支払い。また一時金として 10 万円をローン債務者にお支払い。
特約の責任開始日	団体信用生命保険の責任開始日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日
支払回数・限度	通算 2,000 万円まで ※ガン先進医療支援給付金の支払は、同一の先進医療による療養について 1 回限り
保険期間	住宅ローン返済期間 ※ローン債務者ががんに罹患したことで債務が完済となり保険契約が終了した後でも、がん診断確定日から 1 年の間にそのがんを直接の原因として先進医療を受けた場合は給付金をお支払いします。
保障終了	<ul style="list-style-type: none"> ● ローンの終了(債務の完済、ローンの無効や取消等) ● 所定の年齢になったとき ● 支払事由に該当しガン先進医療給付金のお支払いが限度額に達したとき

※保障や加入の条件等は金融機関により異なります。商品の詳細は「被保険者のしおり」等をご参照ください。



BNP PARIBAS CARDIF
カーディフ生命

The insurer
for a changing
world